

○地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会規則

平成25年3月25日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会条例（平成25年吹田市条例第8号）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 医療に関し識見を有する者 4人以内
- (2) 事業の経営に関し識見を有する者 1人以内
- (3) その他の学識経験を有する者 2人以内

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、委員会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康医療部健康まちづくり室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて
委員長が定める。